

事務連絡
令和5年1月23日

各 都道府県
市区町村 放課後児童健全育成事業担当部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、静岡県裾野市の保育所において不適切な保育が行われたという事案が発生し、このほか、富山県富山市の認定こども園や、宮城県仙台市の企業主導型保育施設においても、同様な事案が発生するなど、全国で不適切な保育が行われた事案が発生しております。

放課後児童クラブにおけるこどもへの支援にあたっては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」（以下、「設備運営基準」という。）第12条の規定や「放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」（以下、「運営指針」という。）等に基づき、各市区町村や各クラブにおいて、これまでも虐待等の不適切な事案発生の防止に努めていただいているところですが、放課後児童クラブにおけるこどもへの支援が適切に行われるよう、各都道府県におかれては管内市区町村に対し、各市区町村におかれては管内放課後児童クラブに対し、あらためて虐待等の不適切な事案発生防止に向けて、下記の事項について周知をお願い致します。

記

1. 虐待等の不適切な行為の防止について

- 設備運営基準第12条において「放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。」と規定し、虐待等の不適切な行為を禁止するとともに、同基準第14条において、事業の運営についての重要事項として「虐待の防止のための措置に関する事項」に関する運営規程を定めておかなければならないこととしている。

※法第33条の10各号に定める行為は下記のとおり。

- ①身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ②わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること

- ③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、生活を共にする他の児童による①、②又は④に掲げる行為の放置その他の職員としての養育または業務を著しく怠ること
- ④著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- また、運営指針第7章において、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理として、児童虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為の禁止等を記載し、全ての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むこととしている。
- 放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等は、こどもの最善の利益を考慮して育成支援を行うよう努めなければならない、放課後児童クラブがこどもにとって「安心して通い続けられる場」「自分を守ってくれる場」と認識して通えるようにすることが求められることから、虐待等の不適切な行為は絶対にあってはならない。
- 放課後児童クラブに通うこども達は、放課後の多くの時間を放課後児童クラブで過ごすことから、こどもの放課後の生活の面から見ても、放課後児童クラブは、地域社会の中で子育てについて重要な役割と責任を担っており、放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等は、研修や確認の機会を設けることなどにより、放課後児童クラブが有する社会的責任や公共性について十分に自覚し、事業の運営や育成支援に取り組んでいただくようお願いする。

2. 虐待等の不適切な行為が疑われる事案が発生した場合の対応

(1) 市区町村への報告等について

- 放課後児童クラブ運営主体及び放課後児童支援員等は、放課後児童クラブにおいて、虐待等の不適切な行為が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で、市区町村の担当部署等に対して、把握した状況等を速やかに報告し、今後の対応について協議することが必要である。
- 正確な情報の把握に時間を要すると考えられる場合には、把握できた限りの情報をもって市区町村の担当部署等に報告し、今後の対応に向けた協議を開始するなど、市区町村の担当部署等への報告が遅れることが無いようにすることが重要である。
- また、虐待等の不適切な行為が疑われる事案が発生した場合に基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応である。そうした誠実な対応は、管理者等が日頃から行うべきことであり、こどもや保護者への迅速で適切なケアを行うためにも、そのような対応が早期に行われなことは、改善の機会を遅らせ、こどもに対して大きな不利益を与えることになる。

○ こうした対応を組織として行うことが重要であり、放課後児童クラブ運営主体や事業所長等の管理職の立場にある職員の意識と適切な対応が必要不可欠である。このため、各市区町村においては、放課後児童クラブ運営主体や放課後児童支援員等の職員を対象とした会議や、都道府県等が実施する資質向上に向けた研修等の機会を通じ、事案発生防止や発生時の迅速かつ適切な対応に向けて、放課後児童クラブ運営主体や放課後児童支援員等を含む事業所長等の管理職の立場にある職員に対しても、こうした意識の醸成や適切な対応についての周知徹底をお願いしたい。

○ また、放課後児童クラブが組織として適切な対応を行わない場合、虐待等の不適切な行為が疑われる事案の発見者は一人で抱え込まずに速やかに市区町村の担当部署等に相談することが重要である。

なお、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 5 条には、公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないと規定されている。

（参考）公益通報者に対する保護規定

①解雇の無効

②その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

（2）行政における迅速な事実確認と継続的な助言・指導の実施について

○ 市区町村が、放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為が疑われる事案の報告を受けた場合、まず、市区町村の担当部署等において迅速に対応方針を協議し、方針を定めることが必要である。

この際、事案の内容に応じて、担当部署にとどまらず、市区町村の組織全体として事案を共有し、対応することも重要である。

○ 市区町村において、指導監査等による事実関係の確認を行う場合、相談者や放課後児童クラブ関係者から丁寧に状況等を聞き取りつつ事実関係を正確に把握することとし、そうして把握した、不適切な事案が発生した原因や放課後児童クラブが抱える組織的な課題を踏まえ、助言・指導を継続的に行うことが必要である。

さらに、事案の性質や重大性等に応じ、事案の公表等の対応も判断していくことが重要である。

（3）放課後児童支援員の認定取消について

○ 虐待等の不適切な行為が行われた場合は、当該行為を行った放課後児童支援員について、都道府県・指定都市・中核市（以下、「都道府県等」という。）は「都道府県等認定資格研修ガイドライン」（放課後児童支援員等研修事業実施要綱）（平成 27 年 5 月 21 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、

認定者名簿から削除（認定取消）することができることとしている。

- 市区町村及び放課後児童クラブ運営主体は、虐待等の不適切な行為を認定した場合は、当該行為を行った放課後児童支援員の情報を、認定資格研修修了の認定を行った都道府県等に対して速やかに報告し、都道府県等は、虐待等の不適切な行為を行った放課後児童支援員の情報の認定者名簿からの削除（認定取消）や発行した認定資格研修の修了証の返還を求めるなどの対応をお願いする。

以上

厚生労働省子ども家庭局
子育て支援課健全育成係
TEL:03-5253-1111（4966、4845）
E-mail:clubsenmon@mhlw.go.jp